

カーボンニュートラルに向けた取組(1)

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは

温室効果ガス(GHG)の排出量と吸収量を二酸化炭素に換算して均衡させること。

2020年10月26日、政府は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実装を目指すこと」を宣言した。

カーボンニュートラルを達成するため、GXリーグなどの取組が行われている。

※「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

パリ協定とは

国連気候変動枠組条約締約国会(COP21)において、「パリ協定」が採択され、2016年に発効。

- ・京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み
- ・歴史上はじめて、全ての国が参加する公平な合意

概要

- ・世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること。

GHG (Greenhouse Gas) 排出量とは

ISO14064-1:2018

事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆるGHGの大気への排出を合計した排出量を指す。

GHG排出量 = Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量

- ・Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出
- ・Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- ・Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サステナビリティ情報開示

有価証券報告書

全企業が開示:「ガバナンス」、「リスク管理」重要性を判断して開示:「戦略」、「指標と目標」

- ・サステナビリティに関する考え方及び取組
- GHG排出量の開示⇒IFRS S1 & S2に準拠

IFRS S2基準

- ・TCFDの4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に基づき、一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- ・TCFDと異なり、GHG排出量のScope3の開示及び業種別指標開示を追加

